

大安寺小中学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月3日 改定

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

—いじめ防止対策推進法より—

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針（案）より—

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童生徒が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、児童生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育の推進

○ ほめて伸ばす教育

児童生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、児童生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○ 人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

○ 体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、異年齢の交流等を通して児童生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

- 道徳教育の推進
発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。

(2) 学校評価への位置づけ

- 学校の実情に応じ、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努める。

(3) いじめの未然防止

- 「いじめ対策委員会」の設置
いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実施する。
- 授業改善
すべての児童生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童生徒が楽しく学べる教育に努める。
- いじめの起きない学校・学級づくり
縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童生徒が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進める。
- 児童生徒の主体的活動の充実
学級活動や児童会、生徒会活動等を活用して、児童生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。
- 開かれた学校
「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。
- インターネットや情報機器等に関する指導
インターネットや情報機器（スマートフォン、携帯電話、タブレット、ゲーム機等）の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。
- 特に配慮が必要な児童への支援
以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む、障がいのある児童生徒
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
 - ・新型コロナウイルスに感染した児童生徒
- SOS の出し方に関する教育
危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと等）ができるための教育を行う。

【指導内容例】

- ① 居場所づくり・絆づくり
 - ・クラスの中で、あいさつを交わすという習慣づけを徹底する。
 - ・集団生活の中での役割を果たすことによって、認められているという実感をもたせる。
 - ・定期的にエンカウンターを実施する。
 - ・「あたりまえのこと十カ条」を理解し、友だち同士の接し方の約束を覚える。
- ② わかる授業づくり
 - ・学習のルールを徹底する。
（3分前着席、姿勢、あいさつ、返事、発表の仕方、聞き方、学習用具 など）
 - ・すべての児童生徒が参加、活躍できる授業を実践する。

- ・友達相互に問題を出し合う時間を作ったり、教え合う活動を取り入れたりして、児童生徒主体の関わり合う場をつくる。
- ③ 公開授業を行ったときに、生徒指導の観点からも授業を参観する。
- ④ 「いじめに関する校内研修ツール」（国立教育政策研究所）を使って校内研修を行う。
- ⑤ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、児童生徒が自ら気づく・学ぶ機会を提供していく。自己有用感を獲得していくことを目的とする。
- ⑥ 外部の専門家を招いての講演会や、外部講師を招いて授業を実施する。
- ⑦ 担任がかわったときに引き継ぎをしっかりとる。（口頭で伝える）
- ⑧ 人権週間前後に、思いやりや人権に関する授業を意識的に入れる。
- ⑨ 道徳でいじめに関する授業を必ず行う。
- ⑩ 気がかりな兆候があったら、迅速に全体で共通理解する。
- ⑪ 日頃の教師の言葉遣いや児童生徒間で話している言葉遣いに気をつける。
あだ名、呼び捨て、ふわふわ言葉、ちくちく言葉などについて、4月当初から指導を徹底する。
- ⑫ 始業前、終業後、ロッカー、机の整頓をさせてクラスの環境整理への意識を育てる。

（４）いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知
児童生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。
- 自己チェックの活用
児童生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。
- アンケートの実施
定期的にアンケートを利用したいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見、対応に努める。学校評価において、いじめだけでなく教育活動全体が機能しているかを確認して、取り組みの改善に努める。
- 教育相談体制の充実
学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。
- いじめに係る事実の記録
いじめに係る事実を適切に記録する。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。保護者にも定期的にアンケートを行う。
- いじめ対策委員会への報告
いじめを発見、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。

【指導内容例】

- ① 学級担任・教科担任による日常生活の観察を常時行う。
 - a 机を離す。
 - b 授業中はやしたてる。
 - c 仲間外れにする。
 - d ○○菌等の言葉を言う。
 - e 物がぬすまれたりこわされたりする。等
- ② 児童生徒のささやかな変化に気づくよう心がける。
 - ・一人一人の顔を見て声を聞く。
 - ・日記の記述から様子をさぐる。

- ・個人ノートや生活ノートから様子をさぐる。
 - ・保健室の様子を聞く。
 - ・電話相談を児童生徒に周知する。
 - ・年数回、一人一人と先生が話し合う時間を確保する。（学校生活アンケートを元に話す）
 - ・いつもと違う友達関係や、孤立していないかなどに気をつけて見る。
 - ・大休み、昼休みの様子を観察し、独りでの児童生徒を把握する。
 - ・各クラスの担任が児童生徒の机の中、ロッカー、ラベルなどの状態を常々観察する。気がかりな面は全職員で共通理解する。
- ③ 気づいた情報を確実に共有する手立てをとる。
- ・気になる行為があったときに、「生徒指導記録（共有の 06D01 生徒指導の中にあるファイル）」に記入し、職員がいつでも共有できるようにしておく。
 - ・兆候が見られた場合、職員で早急に共通理解を図り、いじめ対応サポート班を立ち上げる。
 - ・職員会議や各小中部会で、気になる児童生徒について話題にのせる。

（５）いじめの事案対処

- 「いじめ対応サポート班」による対応
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、組織的な対応につなげる。「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童生徒を守る。
- 被害・加害児童生徒への対応
いじめを受けたあるいは報告した児童生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。
- 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応する。

【指導内容例】

いじめの事実が発覚したときは、直ちに解決のための行動をとる。

- ① 担任は、その日のうちに生徒指導担当者や管理職に概略を報告、その対応を相談する。
- ② 管理職の指示により、報告から 24 時間以内に会議を開き方針を決め、対処をする。（休日中はできる限りの対応をする。）
- ③ 1 週間たって改善が見られないときは、別途具体的方針をたてる。

（６）いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

（７）いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第 23 条に基づく義務）

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30 日間を目安とする）」があるときは、次の対処を行う。
 - ・ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - ・ 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者へ

- ・ 情報の提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・ 市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) 生徒指導部会

気がかりな児童生徒の諸問題に関してだけでなく、いじめの防止等に関して指導の方策等の協議もするため、次の機能を担う「生徒指導部会」を常設し、定期的を開催する。

(構成員) 管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、
スクールカウンセラー 等

(活 動)

- ・ 未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・ 教職員、児童生徒、保護者に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- ・ 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・ いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・ 児童生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・ いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・ 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・ 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・ 記録の保存
- ・ いじめの認知
- ・ 「いじめ対応サポート班」の設置
- ・ 教育委員会や関係機関等との連携
- ・ 学校におけるいじめ問題への取組みの点検
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

(構成員) 管理職、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー等

(活 動)

- ・ 当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・ 個別面談による情報収集
- ・ いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・ 継続的な支援
- ・ 児童生徒への指導や保護者への説明
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図

生徒指導部会 (常設)

(いじめ対策委員会)

大安寺小中学校

校長

教頭(窓口)

認知

連絡：教職員等

いじめの情報

生徒指導主事・教育相談・養護教諭・スクールカウンセラー等

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- 早期発見のためのシステムづくり
(相談窓口の設置、面談やアンケートの実施)
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
 - ・情報の迅速な共有
 - ・関係のある児童生徒への事実関係の聴取
 - ・いじめの認知
 - ・教育委員会への報告・連携
 - ・いじめ対応サポート班の立ち上げ
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 関係機関への協力要請
- 取組の点検 (学校評価への位置づけを含む)

外部人材

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールサポーター

関係機関

- ・教育委員会・PTA・警察
- ・児童相談所・地方法務局
- ・医療機関・民生児童委員等

状況に応じて連携

いじめ対応サポート班 (特設)

管理職

生徒指導主事・担任 (教科担任・部活動顧問)
・教育相談・養護教諭 など

- 対応策の立案・実行
- 事実確認作業
- 関係児童生徒への指導と支援、保護者への対応
- 関係機関との連携 (必要に応じて警察への協力要請)
- 事実内容・対応状況の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

5 いじめ対策の年間行動計画

| | 教員の動き等 | 児童の活動等 | | | | | |
|----|--|------------------------|-----|--------------------|-----|-----|-----|
| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| 4月 | 生徒指導部会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 | いじめの自己チェック | | | | | |
| | いじめ対応サポート班 | 縦割り活動スタート | | | | | |
| | 保護者会 | | | | | | |
| | スマートルール用紙配布 | スマートルールの見直し | | | | | |
| 5月 | 生徒指導部会 ・毎月のアンケート調 | 校外学習 ・絆づくり | | 校外学習 ・6年生リーダー育成 | | | |
| | 校内研修 ・道徳、人権教育 ・読書指導 | 地区体育大会・校内体育大会、なかよし遊び | | | | | |
| | スマートウィークの取り組み① ・意味の説明、取り組みの分 | スマートウィーク ・自主的なメディア生活 | | | | | |
| 6月 | 生徒指導部会 | なかよし遊び ・自主的な活動 ・絆づくり | | | | | |
| | 保護者アンケート① | アンケート調査・教員チェック → 報告・面談 | | | | | |
| | スマートルール用紙配布 ・ルールの見直し、確認 | スマートルールの見直し | | | | | |

[7~9月]

大安寺小学校

| | 教員の動き等 | 児童の活動等 | | | | | |
|----|-----------------------------------|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| 7月 | 生徒指導部会 | いじめの自己チェック | | | | | |
| | スマートウィークの取り組み② →養護教諭と連携 | アンケート調査 → 報告・面談 | | | | | |
| | 保護者会 | スマートウィーク ・ 情報モラル講習会 | | | | | |
| | | なかよし遊び | | | | | |

| | | |
|--------|--------------------|------------------------|
| 8 月 | 生徒指導部会 | 地域交流活動(大安寺祭り) ・地域の絆づくり |
| | いじめに関する 校内研修会 | 家庭訪問 |
| 9 月 | 休み明けチェック ・様子の観察 | アンケート調査 → 報告・面談 |
| | | 文化祭 |
| | | なかよし遊び ・自主的な活動 ・絆づくり |
| | | アンケート調査 → 報告・面談 |

[10~12月]

大安寺小学校

| | 教員の動き等 | 児童の活動等 | | | | | |
|-----------------------|----------------------------|----------------------|-----|-----|-----|-----|------|
| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| 10 月 | 生徒指導部会 | いじめの自己チェック | | | | | 修学旅行 |
| | | 親子奉仕作業 | | | | | |
| | 大安禅寺座禅体験・クリーン作戦 | | | | | | |
| | スマートルール用紙配布 ・ルールの見直し、確認 | スマートルールの見直し | | | | | |
| 11 月 | 生徒指導部会 | アンケート調査 → 報告・面談 | | | | | |
| | | ありがとう集会 ・感謝の思い ・絆づくり | | | | | |
| | 保護者アンケート② | ひまわり教室 ・規範意識 | | | | | |
| | スマートウィークの取り組み③ | なかよし遊び ・自主的な活動 ・絆づくり | | | | | |
| | | スマートウィーク | | | | | |
| アンケート調査(学校評価アンケートを含む) | | | | | | | |

| | | |
|-----|---------------|--|
| 12月 | 生徒指導部会 | 学習総合発表会 人権週間の取組 薬物乱用防止教 アンケート調査(学校評価アンケートを含む) |
| | 人権教育に関する校内研修会 | |
| | 保護者懇談会 | |

[1~3月]

大安寺小学校

| | 教員の動き等 | 児童の活動等 | | | | | |
|----|--|--|-----|-----|-----|----------------------|-----|
| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| 1月 | 生徒指導部会 ・長期休業明けの状況 | いじめの自己チェック | | | | | |
| | スマートルール用紙配布 ・ルールの見直し、確認 | スマートルールの見直し | | | | | |
| | 現職教育 ・学校評価アンケート | なかよし遊び ・自主的な活動 ・絆づくり アンケート調査 → 報告・面談 | | | | | |
| 2月 | スマートウィークの取り組み④ | スマートウィーク | | | | | |
| | 生徒指導部会 ・定期的に状況把握 | わくわく交流デー ・新たな絆づくり | | | | 中学校体験入学 ・異校種生との交流 | |
| | | なかよし遊び ・自主的な活動 ・絆づくり 6年生を送る会 アンケート調査 → 報告・面談 | | | | | |
| 3月 | 生徒指導部会 | | | | | | |
| | 生徒指導部会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ | 卒業プロジェクト ・家族との絆 ・お世話に 校内奉仕活動 ・感謝の アンケート調査 → 報告・面談 | | | | | |

| | 教員の動き等 | 生徒の活動等 | | |
|--------|--|---|-----|-----|
| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 |
| 4 月 | <p>生徒指導部会 (いじめ対策委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間計画策定 <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 <p>↓</p> <p>PTA総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の公表 | <p>いじめの自己チェック</p> <p>アンケート調査 → 報告・面談</p> <p>学校生活オリエンテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校生徒を対象に ・正しい学校生活の指導 <p>新入生を迎える会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絆づくり <p>SC全員面談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談しやすい環境の確保 | | |
| | <p>いじめ対応サポート班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 | | | |
| 5 月 | <p>生徒指導部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 | <p>アンケート調査・教員チェック → 報告・面談</p> <p>生徒総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動 ・絆づくり | | |
| | <p>校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 <p>1年間全体の人権教育、道徳等計画を作成確認</p> | <p>敦賀校外学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション活動の工夫 <p>生活委員会いじめ撲滅キャンペーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発生の多い月に ・生徒自らの運営 | | |
| 6 月 | <p>生徒指導部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 ・夏期休業前指導 | <p>アンケート調査 → 報告・面談</p> <p>教育相談週間</p> | | |
| | <p>授業研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善 ・学習規律 <p>子どもの居場所、絆づくりを意識した授業のあり方を検討</p> | <p>修学旅行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション活動の工夫 <p>夏季総合競技大会(部活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絆を強める | | |

[7~9月]

大安寺中学校

| | 教員の動き等 | 生徒の活動等 | | |
|-----|--|--|-----|-----|
| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 |
| 7月 | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 生徒指導部会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 保護者会 ・情報や意見収集 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">いじめの自己チェック</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">アンケート調査 → 報告・面談</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 学校祭計画 ・自主的な計画 ・コミュニケーション力育成 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> ろう学校との交流 ・他者理解 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 福井特別支援 学校交流 ・他者理解 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 情報モラル講演会 ・ネットモラル、犯罪等 </div> | | |
| 8月 | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 生徒指導部会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業中の生徒の状況把握 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> いじめに関する 校内研修会 ・1学期前半の反省 ・教員の意識点検 </div> | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 地域交流活動(各地域行事等参加) ・体験的な活動 ・絆づくり </div> | | |
| 9月 | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 生徒指導部会 </div> | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 学校祭 ・絆を深める </div> | | |
| 10月 | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 生徒指導部会 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">いじめの自己チェック</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 親子奉仕活動 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 職場体験学習 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 座禅体験 ・地域との交流学習 ・自分自身と向き合う </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 地域清掃ボランティア ・体験的な活動 ・地域の方々との絆づくり </div> | | |

| | | | | |
|---------|---|--|--|--|
| 11 月 | <div data-bbox="248 161 574 264">生徒指導部会 ・定期的に状況把握</div> <div data-bbox="248 273 574 456">人権教育に関する 校内研修会 ・道徳週間 ・人権週間の持ち方</div> | | | 入試説明会 |
| 12 月 | <div data-bbox="248 483 574 645">生徒指導部会 ・定期的に状況把握 ・冬期休業前指導</div> <div data-bbox="248 842 574 940">保護者会 ・情報、意見収集</div> | <div data-bbox="625 645 1366 752">人権週間の取組 ・人権に関する全校道徳 ・道徳週間</div> <div data-bbox="625 761 1366 860">総合的な学習発表会 ・互いの考えを傾聴し合う</div> | <div data-bbox="1142 564 1398 622">保育体験活動</div> | |
| 1 月 | <div data-bbox="248 967 574 1057">生徒指導部会</div> | <div data-bbox="625 976 1366 1048">いじめの自己チェック</div> | <div data-bbox="625 1137 1366 1200">百人一首大会 ・絆づくり</div> <div data-bbox="906 1200 1117 1272">立志式 進路説明会</div> | <div data-bbox="715 1272 1264 1335">学校評価</div> |
| 2 月 | <div data-bbox="248 1361 574 1487">生徒指導部会 ・定期的に状況把握</div> | <div data-bbox="612 1433 849 1550">中学校体験入学 ・新たな絆づくり ・異校種生との交流</div> | | |

